

四街道市こども計画

一部変更

令和8年3月

四街道市

<目 次>

1	計画変更の趣旨	1
2	変更内容	1
3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	2
4	満三歳児以上限定小規模保育事業の創設について	3

1. 計画変更の趣旨

本市では令和5年4月施行のこども基本法の趣旨に基づき、基本理念を「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち“よっかいどう”」とする「四街道市こども計画」を令和7年3月に策定しました。

現在は当該計画の期間中ですが、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から新たな給付として全国の自治体において開始されること、また、「満三歳以上限定小規模保育事業」が児童福祉法に基づき創設されたことに伴い、これらの事業に係る内容は、計画への必須記載事項となったことから、本市における対応を盛り込むこととしました。

2. 変更内容

当初のこども計画第5章「計画の推進」に記載している「4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策」及び「5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の一部について、変更します。

「各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」の位置づけを変更するほか、計画への必須記載事項となる「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保に関する事項」及び「各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。)の必要利用定員総数」を新たに記載しました。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

こども計画 P101 について、計画策定時、乳児等通園支援事業は、「地域子ども・子育て支援事業」の一部として位置づけされていましたが、「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」と同様に新たに独立した「乳児等通園支援事業」として位置づけます。

なお、量の見込みの算定に当たっての考え方、確保方策の考え方について変更はありません。

また、当該事業に関連し、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」として、「地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れの促進に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。特に幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。」を設定します。

4. 満三歳児以上限定小規模保育事業の創設について

こども計画 P82 の保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】における《確保方策の考え方》表中について、「特定地域型保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業）」の項目を新たに設定します。なお、既存資源の活用の観点からも、幼稚園の認定こども園化等により提供体制の確保を推進する予定であるため、令和8年から12年度における確保の内容を「0」人とします。

《確保方策の考え方》

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	1,297人	1,291人	1,252人	1,231人	1,260人	1,257人
確保の内容（b）	1,243人	1,243人	1,243人	1,243人	1,243人	1,243人
特定教育・保育施設	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人	1,235人
特定地域型保育事業 （満三歳以上限定小規模 保育事業）（追加設 定）	—	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設 （地域枠分）	8人	8人	8人	8人	8人	8人
過不足（b－a）	△54人	△48人	△9人	12人	△17人	△14人

こども計画

令和8年3月改定

発行 四街道市
編集 四街道市 健康こども部 子育て支援課
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
電話 043-421-6124
FAX 043-424-2011